

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性社員の雇用機会の均等並びに共同参画の環境を真に実効たらしめ、企業の持続的成長を実現するため、その一助として、次のように女性の活躍推進に関する行動計画を策定、実施する。

1. 計画期間 2022年10月1日～ 2025年2月28日

2. 目標

管理職(課長職以上)に占める女性労働者の割合を40%以上にする

3. 取組内容

① 継続就業・職場風土に関する事項

短時間勤務制度、在宅勤務等による柔軟な働き方の実現

2022年3月 フレックスタイム制度の運用開始。

2023年3月 テレワーク勤務規定(4版)改訂・実施する。

9月 育児以外の短時間勤務について運用を行う。

② 多様なキャリアコースに関する事項

非正社員から正社員への転換制度の積極的運用

2021年3月～ 転換制度の活用を段階的に行う。